

工事等の放射線障害防止措置に係る費用の積算について

1 対象となる工事等及び必要な放射線障害防止措置

除染等業務等に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等の改正について（平成26年12月8日付け26農第2220号、26企技第1069号、農林水産部長、土木部長通知）、同Q&A及び別紙「放射線障害防止措置整理表」により、該当するものについて適切に対応すること。

なお、契約中の工事等で該当するものについては、発注者と受注者が協議した上で、設計変更により対応すること。

2 資材単価について

土木事業単価表（福島県土木部）及び除染作業資材等単価表（福島県生活環境部）によるものとする。ただし、土木事業単価表及び除染作業資材等単価表にないものについては設計資材単価等決定基準（平成12年1月6日付け12土検秘第3号土木部長通知）に基づき決定するものとする。

3 放射線防護資材費用の計上方法について

(1) 当初積算においては、積算システムの「機労材集計表」を利用し、延べ人数分（「機労材集計表」に集計されない市場単価については、日当り施工量から算出した施工日数に編成人員を乗じた人数分）の放射線防護資材費を計上すること。

なお、当初積算における市場単価の編成人員については5人と仮定し算出すること。ただし、土木関係委託設計基準に編成人員の記載がある地質調査市場単価については当該編成人員とする。

(2) 一つの工事等で放射線障害防止措置を要する作業と放射線障害防止措置を要さない作業がある場合は、除染類似作業に分類される作業について日当り施工量から算出した施工日数に編成人員を乗じた人数分の放射線防護資材費を計上すること。

なお、放射線障害防止措置を要する作業が準備工のみである場合には、当初積算においては計上せず、設計変更協議の対象とする。

(3) 使用済みの放射線防護資材の処分方法については、各地方振興局（県民環境部）に確認の上、処分費用が必要となった場合は、変更設計で計上すること。

4 放射線量測定費用の計上について

(1) 空間線量測定費用は、想定日数分の空間線量計損料を計上すること。

（現場作業あたり1台が標準。1人1台の費用ではないため注意。）

(2) 外部被ばく線量測定費用は、3（1）の延べ人数を延べ日数として、延べ日数分の個人被ばく線量計損料を計上すること。

(3) 汚染検査又はスクリーニング検査費用は、想定日数分のGMサーベイメータ損料を計上すること。また、汚染検査場は専用とする場合のみ、別途その費用を計上すること。

5 元方事業者による被ばく状況の一元管理に係る費用の計上について

除染特別地域における除染等工事暫定積算基準(環境省)に準じて計上する。ただし、放射線管理者を総括安全衛生管理者等が兼務する場合は計上しない。

6 除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度に係る費用の計上について

(1) 避難指示区域内の工事等

定期線量登録及び引渡しを行う費用として、必要額を変更設計で計上すること。ただし、工期が複数年度にまたがる場合は、各年度についてそれぞれ計上する。

また、変更設計においては、作業員の被ばく線量等管理簿^{※1}及び(公財)放射線影響協会内放射線従事者中央登録センターの領収書の写し、放射線管理手帳など登録人数を証明できる資料を確認の上、必要人数分を計上する。

(2) 汚染状況重点調査地域内の除染等

業務等完了後の記録の引き渡しを行う費用として、必要額を変更設計で計上すること。

また、変更設計においては、作業員の被ばく線量等管理簿など^{※1}を確認の上、必要人数分を計上する。

※1 「避難指示区域における工事(業務委託)に従事する労働者の放射線障害防止措置にかかる特記仕様書」及び「汚染状況重点調査地域における除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止措置にかかる特記仕様書」第4条(被ばく線量管理)参照

7 金抜き設計書への明示について

(1) 安全費で計上した放射線障害防止措置に係る項目は、特記仕様書及び数量計算書に明示すること。

(2) 安全費で計上した項目及び当該項目の数量については、必要に応じて発注者と受注者の協議により変更する旨を特記仕様書に明示すること。

8 その他

(1) 放射線障害防止措置に係る費用は、安全費に積み上げること。

(2) 「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則(除染電離則)」又は「除染等業務等に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」等に定められた事項を実施するために必要な数量については、実績に応じて変更すること。ただし、受注者の責めに帰すべき事由による場合においては、変更の対象としない。

(3) 積算例については、【参考資料】放射線障害防止措置に係る費用の積算例を参照のこと。

(4) 避難指示区域内の工事等の場合は、「避難指示区域内で工事・測量調査業務を行う場合等の積算基準」を併せて参照のこと。

附 則

この通知は、平成24年4月26日から適用する。

附 則

この通知は、平成24年7月1日から適用する。

附 則

この通知は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この通知は、平成27年3月24日から適用する。

附 則

この通知は、平成29年3月28日から適用する。